

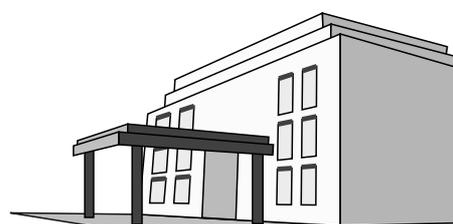
民間賃貸共同住宅建設促進補助制度

優良で低家賃の賃貸住宅の普及と建設を促進し、住宅ストックの確保と定住促進を目的に、賃貸共同住宅（アパート）を建設する方に対し、経費の一部を補助する制度です。

（平成22年3月末まで）

住宅の要件

- ・プレハブを除く1棟2戸以上の新たに建築する住宅で、町水道、水洗便所および車庫または駐車場を完備していること。
- ・居住しようとする者に対し貸し付ける住宅であること。（一親等以内の親族は除く）
- ・対象となる住戸形式（1戸あたり）
 - 1LDK 床面積34㎡以上
 - 2LDK 床面積51㎡以上
 - 3LDK 床面積63㎡以上



補助対象者

- ・町内に居住し住民基本台帳に登録されている個人
- ・町内に所在し町が備える法人台帳に登録されている法人

手続きの流れ

- 事業着手前に事業認定申請書を提出
- 事業認定
- 事業着手
- 工事完了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出
- 登記完了後、交付申請書を提出
- 住宅の検査
- 補助金を交付

補助金額

建設施工業者	町内	町外
住戸形式	補助金額（1戸あたり）	
1LDK	60万円	48万円
2LDK	80万円	64万円
3LDK	100万円	80万円

落合地区住宅用分譲地のお申し込み、持家住宅促進補助制度および民間賃貸共同住宅建設促進補助制度への申請・お問い合わせ先

企画課 企画振興係 ☎ 52 - 2115

南富良野町史を無料配付しています

開基百年を記念して発行された町史は、開拓から現代までのまちの移り変わりをまとめた貴重な記録です。

平成3年に作成し、同年5月に町内在住の各世帯などに配付しましたが、以後に転入された方や新しく世帯を設けられた方などに無料で配布していますので、ご希望の方はお申し出ください。



ご連絡先 企画課(広報統計係) ☎ 52-2115